

国民健康保険のお知らせ

問 国保医療課 国保年金係 (☎95-0123)

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、皆さんで支え合う制度です。令和4年度の国民健康保険税の算定基準については以下のとおりです。

令和4年度知立市国民健康保険税率算定のポイント

- ・医療給付費分および後期高齢者支援金の課税限度額を引き上げます。
- ・未就学児にかかる均等割額を2分の1軽減します。

○令和4年度税率表

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40～64歳)
所得割※	5.20%	2.36%	2.28%
均等割(1人あたり)	22,200円	10,000円	11,700円
平等割(1世帯あたり)	15,800円	7,100円	5,800円
課税限度額	650,000円	200,000円	170,000円

※所得割は前年中の総所得金額等から基礎控除43万円を引いた額に税率をかけて算出します。

※令和4年度から、医療給付費分の課税限度額を630,000円から650,000円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を190,000円から200,000円にそれぞれ引き上げます。

○未就学児にかかる均等割額の軽減措置

国民健康保険に加入されている未就学児(年度末時点での年齢が6歳以下のお子さん)にかかる均等割額を2分の1軽減します。軽減の判定は自動でされるため、申請をする必要はありません。

※前年の収入が一定以下の世帯に適用される均等割軽減の対象の世帯の未就学児については、当該軽減適用後の均等割額を2分の1軽減します。

○令和4年度国民健康保険税の納期

前年中の所得に基づき計算した保険税額を、**世帯主あて**に7月中旬にお送りします。

国民健康保険税は世帯主が職場の健康保険に加入していても、世帯の誰かが国民健康保険に加入していれば、世帯主が納税義務者になります。

普通徴収(口座振替等により納付する方法)

納期については、広報ちりゅう4月号14ページをご確認ください。

※平成29年7月1日から国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の普通徴収について、収納率向上対策等の一環として、新規に国民健康保険に加入された世帯については原則口座振替をお願いすることとなりました。また、現在国民健康保険に加入中で、納付書で納付されている世帯についても、随時口座振替の受付をしていますので、ぜひご利用ください。

特別徴収(年金からの天引きにより納付する方法)

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

年金受給者は、原則として、保険税を年金天引きにより納付していただきます。

ただし、次の場合は普通徴収となります。

- ・65歳未満の国民健康保険の被保険者がいる場合
- ・世帯主が国民健康保険の被保険者以外の場合
- ・年金受給額が年額18万円未満の場合
- ・介護保険料と合わせた額が年金額の2分の1を超える場合
- ・年金からの天引きの優先順位等、特別な事情がある場合

※特別徴収の対象者であっても、申出により「普通徴収(口座振替)」で保険税を納めることも可能です。

